

# 上下水道の広域化等の現状

---

令和6年11月

総務省自治財政局公営企業経営室・準公営企業室

# 目次

1. 水道の広域化等	…P. 2
2. 下水道の広域化・共同化	…P. 12
(参考)	…P. 22

# 1. 水道の広域化等

# 水道事業の基盤強化及び広域連携の推進 (第1条、第2条の2、第5条の2、第5条の3、第5条の4)

## 現状・課題

- 水道の普及率は98.0%(平成29年度末)となっており、引き続き未普及地域への水道の整備は必要であるものの、水道の拡張整備を前提とした時代から既存の水道の基盤を確固たるものとしていくことが求められる時代に変化。
- 高度経済成長期に整備された水道施設の老朽化や耐震化の遅れ、多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱であること、団塊世代の退職等による水道に携わる職員数の大幅な減少が課題となっている。
- また、1355の上水道事業の内、給水人口5万人未満の小規模な事業者が921と多数存在(平成28年度)しており、経営面でのスケールメリットを創出することができる広域連携が必要となっていることから、広域連携のより一層の推進を図るため、都道府県に、その推進役として一定の役割が期待されている。

## 改正法

- 法律の目的における「水道の計画的な整備」を「水道の基盤の強化」に変更する。(第1条)
- 国、都道府県、市町村、水道事業者等に対し、「水道の基盤の強化」に関する責務を規定する。  
特に、都道府県には水道事業者等の広域的な連携の推進役としての責務を規定する。(第2条の2)
- 国は、水道の基盤を強化するため、基本方針を定めることとする。(第5条の2)
- 都道府県は水道の基盤を強化するため必要があると認めるときは、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。(第5条の3)
- 都道府県は、水道事業者等との間の広域的な連携の推進に関して協議を行うため、水道事業者等を構成員として、広域的連携等推進協議会を設置できることとする。(第5条の4)

# 広域連携の推進

(出典)厚生労働省資料

小規模で経営基盤が脆弱な事業者が多いことから、施設や経営の効率化・基盤強化を図る広域連携の推進が重要である。料金収入の安定化やサービス水準等の格差是正、人材・資金・施設の経営資源の効率的な活用、災害・事故等の緊急時対応力強化等の大きな効果が期待される。

広域連携の形態		内容	事例
事業統合		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>経営主体も事業も一つに統合された形態</b> (水道法の事業認可、組織、料金体系、管理が一体化されている)</li> </ul>	<p>香川県広域水道企業団 (香川県及び県下8市8町の水道事業を統合：H30.4～)</p>
経営の一体化		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>経営主体は同一だが、水道法の認可上、事業は別形態</b> (組織、管理が一体化されている。事業認可及び料金体系は異なる)</li> </ul>	<p>大阪広域水道企業団 (大阪広域水道企業団が9市町村の水道事業を経営：H29.4～順次拡大)</p>
業務の共同化	管理の一体化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>維持管理の共同実施・共同委託</b>(水質検査や施設管理等)</li> <li>・ <b>総務系事務の共同実施、共同委託</b></li> </ul>	<p>神奈川県内5水道事業者 (神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、神奈川県内広域水道企業団の水源水質検査業務を一元化：H27.4～)</p>
	施設の共同化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>水道施設の共同設置・共用</b> (取水場、浄水場、水質試験センターなど)</li> <li>・ 緊急時連絡管の接続</li> </ul>	<p>熊本県荒尾市と福岡県大牟田市 (共同で浄水場を建設：H24.4～)</p>
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時の相互応援体制の整備、資材の共同整備等</li> </ul>	多数

# 水道事業における広域化の推進について

## <広域化の推進の背景・効果>

- 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等、水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、水道事業の持続的な経営の確保が求められている。
- 複数の市町村が区域を越え、連携又は一体的に事業に取り組む広域化については、スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の幅広い効果が期待できるため、積極的に推進
- 広域化の中でも、経営統合は、経営主体が単一となり、施設の統廃合や人員、財源等の経営資源を一元的に管理するため、給水原価の削減、専門人材の確保等、経営基盤を強化する効果。一方、地理的要因等により経営統合の実現が困難な地域においても、施設の共同設置や共同利用等により、更新費用や維持管理費用の削減等の効果

## <「水道広域化推進プラン」の策定> (厚労省と連携)

- 平成31年1月に、「水道広域化推進プラン」の策定について」を発出し、各都道府県に対し、令和4年度までに「水道広域化推進プラン」を策定することを要請
- 平成31年3月に、策定支援のため「水道広域化推進プラン策定マニュアル」を作成・公表
- 令和2年12月に、庁内外における連携体制の構築やシステム標準化・共同化を含むデジタル化推進の検討等、策定に当たっての留意事項を記載した事務連絡を发出
- 令和3年5月に、都道府県の強力なリーダーシップの下で令和4年度までに計画を策定するよう改めて要請する等の事務連絡を发出し、全ての都道府県で策定済み。

## <地方財政措置>

- 広域化に伴い必要となる施設整備やシステム共同化等に要する経費について、1/2を一般会計出資債の対象とし、その元利償還金の60%を普通交付税措置（令和元年度から単独事業を対象に追加するとともに、交付税措置率を50%→60%に拡充）

- 計画策定後、都道府県のリーダーシップの下で計画に基づく広域化の取組を着実に進めるとともに、計画の充実を図っていただきたい。取組を後押しするため、都道府県が実施する広域化の推進のための調査検討に要する経費について、普通交付税措置を講じる（R5～R7）。
- 広域化に伴い必要となる施設整備やシステム共同化等に要する経費には、引き続き地方財政措置を講じる。

# 「『水道広域化推進プラン』の策定について」

(平成31年1月25日付け 総務省自治財政局長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)

経営統合や施設の共同設置、事務の広域的処理等、多様な広域化について、都道府県を中心として、具体的かつ計画的に取り組を進めていくため、都道府県に対し、令和4年度末までの「水道広域化推進プラン」の策定を要請。

## 1. 水道広域化推進プランの基本的な考え方

- (1) 水道広域化推進プランについて  
市町村の区域を超えた水道事業の多様な広域化を推進するため、**広域化の推進方針**や、これに基づく**当面の具体的取組の内容等**を定めるもの。
- (2) 策定主体、策定体制  
策定は、**都道府県**が行うこと。  
**市町村財政担当課**が主たる取りまとめを行い、水道行政担当課や企業局等が参加するなど、**関係部局が連携し一元的な体制を構築**すること。
- (3) 策定スケジュール、公表等  
**令和4年度末まで**に策定し、公表すること。策定後も、取組の進捗状況等に合わせ、適宜改定すること。  
策定状況について、毎年度、調査・公表予定。

## 2. 水道広域化推進プランにおける具体的な記載事項

以下の項目について所要の検討を行い、記載することが適当。

- (1) 水道事業者ごとの経営環境と経営状況に係る現状と将来の見通し  
経営環境(給水人口、有収水量等)と経営状況(職員体制、施設状況、更新投資額、給水原価等)に係る項目について、**人口減少や更新投資需要の増大等**を反映し、**現状と将来見通し**を明らかにすること。
- (2) 広域化のパターンごとの将来見通しのシミュレーションと広域化の効果  
地域の実情を踏まえた**広域化のパターンごと**に、(1)の項目について将来見通しのシミュレーションを行い、**広域化の効果**を明らかにすること。
- (3) 今後の広域化に係る推進方針等  
(1)及び(2)に基づき、**今後の広域化の推進方針**並びに今後進める広域化の**当面の具体的取組の内容**(想定される広域化の圏域とその方策)及び**そのスケジュール**について記載すること。

## 3. 水道広域化推進プランの策定等に当たっての留意事項

- (1) 策定のためのマニュアル  
策定の参考となるマニュアルを今年度中に発出予定。(H31.3発出)
- (2) 都道府県の区域を超えた広域化の取組  
都道府県の区域を超える広域化の取組については、いずれかの都道府県の水道広域化推進プランに記載すること。
- (3) 水道基盤強化計画との関係  
水道広域化推進プランは、水道基盤強化計画を見据え、これに先立って策定するものであり、**最終的には水道基盤強化計画に引き継がれる**ことを想定。
- (4) 都道府県水道ビジョン等との関係  
水道広域化推進プランの策定に当たっては、**都道府県水道ビジョン**や、区域内の水道事業者が策定した**経営戦略の記載内容の活用**が可能。
- (5) 水道広域化推進プランに基づく取組の推進  
水道事業者である市町村等は、水道の基盤強化を図る観点から、都道府県とともに、水道広域化推進プランを踏まえ、**水道事業の広域化に取り組む**ことが重要。

## 4. 地方財政措置等

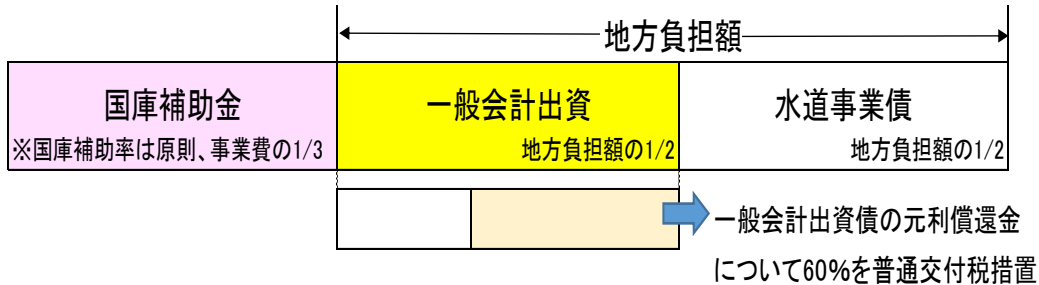
水道広域化推進プランの策定に要する経費について、「**生活基盤施設耐震化等交付金**」の対象とするとともに、地方負担額について、令和元年度から令和4年度までの間、**普通交付税措置**を講ずる。  
また、**水道広域化推進プランに基づき実施する広域化のための施設やシステムの整備に要する経費**について、**地方財政措置**を講ずる。

# 水道広域化に関する事業に係る地方財政措置【上水】

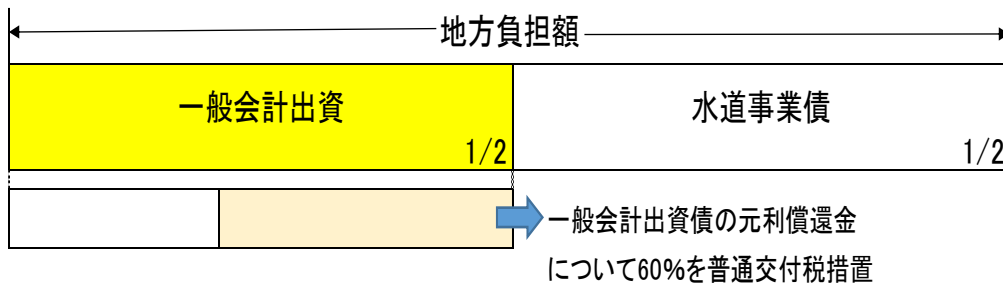
## 【地方財政措置の概要】<国庫補助対象事業及び地方単独事業が対象>

多様な広域化を推進するため、国庫補助対象事業及び都道府県の策定する「水道広域化推進プラン」に基づき実施される連絡管等の整備、集中監視施設の整備、統合浄水場等の整備及びシステムの統合等、広域化に伴い必要となる地方単独事業に要する経費の一部に対して地方財政措置を講ずるもの。

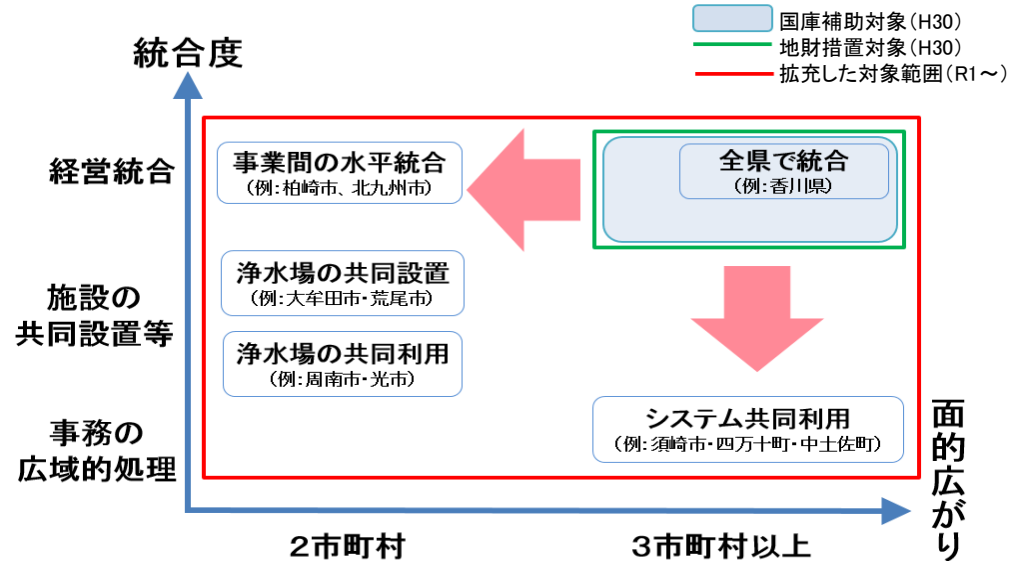
### (国庫補助対象事業)



### (地方単独事業)



### (地方財政措置の対象となる広域化のイメージ図)





# 3. 広域連携の推進

統合年次	事業体名	計画給水人口	内容	検討開始から統合実現までに要した年数
H26.4	岩手中部水道企業団	221,630人	岩手県中部地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（2市1町）が事業統合	12年2ヶ月
H28.4	秩父広域市町村圏組合	111,211人	埼玉県秩父地域の水道事業を一元化するため、複数の水道事業者（1市4町）が事業統合	7年5ヶ月
H28.4	群馬東部水道企業団	444,000人	群馬県東部地域の水道事業を一元化するため、複数の水道事業者（3市5町）が事業統合	7年
H29.4 H31.4 R3.4	大阪広域水道企業団	444,200人 ※5市7町1村の 計画給水人口の合計	大阪府域一水道を目指し、経営統合を拡大中用水供給事業者（1企業団）が平成29年4月に1市1町1村、平成31年4月に2市4町、令和3年4月に2市2町と経営の一体化	3年7ヶ月 ※最初の統合まで
H30.4	香川県広域水道企業団	約970,000人	香川県内の水道事業を一元化するため、香川県と県内の水道事業者（8市8町）が事業統合	10年
H31.4	かずさ水道広域連合企業団	321,500人	千葉県君津地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（4市）が事業統合	12年2ヶ月
H31.4 R5.4	田川広域水道企業団	94,150人 ※1市3町の 計画給水人口の合計	福岡県田川地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（1市3町）が経営の一体化 令和5年4月に事業統合	10年8ヶ月
R2.4	佐賀西部広域水道企業団	154,600人	佐賀西部地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（3市3町1企業団）が事業統合	12年2ヶ月
R2.4	群馬東部水道企業団	454,000人	群馬県東部地域の水道事業一元化の次のステップとして、用水供給事業者（1企業局の2事業）と受水事業者（1企業団）が事業統合	4年
R4.4	磯城郡水道企業団	45,600人	奈良県磯城郡の複数の水道事業者（3町）が経営の一体化	7年9ヶ月
R5.4	広島県水道広域連合企業団	571,000人	広島県内の用水供給事業者（広島県）と水道事業者（9市5町）が経営の一体化	6年6ヶ月

# 【広島県水道広域連合企業団】 広域連合企業団を经营主体とした水道事業等の統合

## 取組の概要

将来にわたり水道サービスを持続可能なものとするため、14市町と広島県は、広島県水道広域連合企業団を設立し、それぞれが経営していた水道事業、水道用水供給事業及び工業用水道事業を統合することとした。

◆**総事業費** 企業団設立準備費等 273,243千円（令和3年度決算+令和4年度決算）

### ◆背景

- 県内の水道事業、水道用水供給事業及び工業用水道事業（以下「水道事業等」という。）は、人口減少等に伴う給水収益の減少、施設の老朽化に伴う更新費用の増加、事業を支える人材の不足などにより経営の悪化が見込まれ、水道サービスの維持が困難になるおそれが懸念されていた。
- このため、14市町\*と県は、広島県水道広域連合企業団（以下「水道企業団」という。）を設立し、スケールメリットにより経営基盤を強化することで、水道事業等の持続性の確保を図ることとした。

〔※ 竹原市、三原市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、熊野町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町〕

### ◆具体的内容

- 統合を要件に交付される国交付金を活用し、水需要の減少を見据えた施設の再編整備やダウンサイジングを実施する。
- 施設・管路の耐震化、海底送水管の二重化などの危機管理対策の強化を図る。
- 運転監視システムなどのシステムの標準化・最適化、給水契約の申込みなどの諸手続のオンライン化など、DXによる業務効率化やサービスの向上を図る。

### ◆効果

- 施設整備費及び維持管理費の削減が図られる（▲985億円/40年）。
- 各市町が単独で水道事業を経営する場合に比べ、水道料金上昇の抑制が図られる。（令和14年度の平均供給単価 単独経営を維持：280円/m<sup>3</sup>→水道企業団：245円/m<sup>3</sup>）
- 水道企業団で独自に職員採用を行うことで、水道の専門人材の確保が可能となる。

## 取組のポイント

- 水道企業団の設立に向けては、水道用水供給事業者として水道事業等の経営や施設整備等に一定の知見を有する県企業局が主導して取り組むことで、統合の計画策定や市町との調整などをスムーズに行うことができた。
- 統合前の事業ごとに経理を区分することや、事業開始時点で、現行体制を維持するなど、市町と県で協議を重ね、市町が水道企業団に参画しやすいスキームとした。

## 広域化等

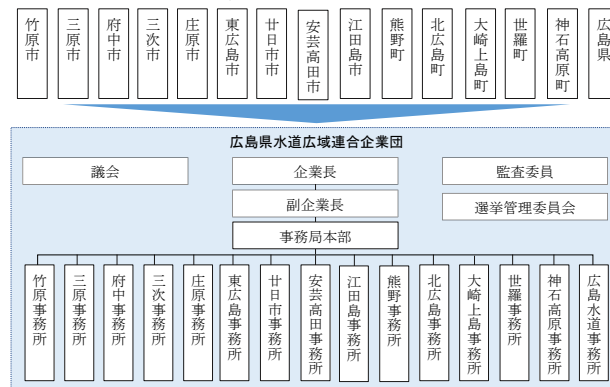
## 水道事業・工業用水道事業

広島県水道広域連合企業団企画課

## 公営企業情報

- 行政区域内人口 648,537人（令和6年3月31日現在）
- 行政区域内面積 5,956km<sup>2</sup>（令和6年3月31日現在）
- 給水人口 568,225人（令和5年度決算）
- 工業用水供給先 33事業所（令和5年度決算）

### 統合のイメージ



## 取組のスケジュール

- 令和2年6月に「広島県水道広域連携推進方針」を策定し、県の方針として水道事業等の統合を決定。
- 令和3年4月に水道事業等の統合に向け、賛同が得られた市町と県で、検討・準備を開始。
- 令和4年11月に水道企業団を設立。
- 令和5年1月に水道企業団の事業運営の指針となる広域計画を策定。
- 令和5年4月1日から水道企業団による事業を開始。

## 今後の展望

- 基本理念である「安全、安心、良質な水を適切な料金で安定供給」できるよう、広域計画を着実に実施していく。
- 本部や事務所ごとに異なっている業務や制度の統一、業務系システムの統合など、組織の一体化に向けた取組を加速させる。

# 【奈良県】 県域水道の一体化

広域化等

水道事業

## 取組の概要

県の水道用水供給事業、市町村の水道事業等について、連携して広域で基盤強化を図る「県域水道の一体化」を目指している。

◆**総事業費** 建設改良費：4,057億円（令和7～36年度）※令和4年12月時点見込

### ◆背景

- 奈良県の水道事業は、人口減少に伴う給水収益の減少、施設老朽化による更新需要の増加、職員の減少による技術力の低下など、困難な課題に直面している。
- 一方、将来にわたって安全・安心な水道水を供給することは、県民生活の安定のためには必要不可欠であり、そのために水道施設の老朽化対策が、何よりも重要である。
- 個々の市町村が単独で対処していくには限界があり、複数の市町村が連携して広域で対処することが必要なことから、県域水道の一体化について検討することとした。

### ◆具体的内容

- 令和6年度中の一部事務組合（企業団）の設立に向け関係者間での調整を重ねている。
- 現在県・関係団体が行っている水道用水供給事業、水道事業及び水質検査業務を令和7年度から統合（事業統合）し、事業の開始を見込んでいる。

一体化参加団体 26団体（県、23市町村、磯城郡水道企業団、奈良広域水質検査センター組合）

### ◆効果

- 市町村の区域を越えた施設・設備の最適化が可能となり、単独経営を続けた場合と比較し建設改良費等の削減が見込まれる（▲約144億円/30年）。
- 市町村の区域を越えた人的資源（人員・ノウハウ）の有効活用が可能となる。
- 市町村が個別に単独で経営するよりも、将来の料金上昇が抑制される。

## 取組のポイント

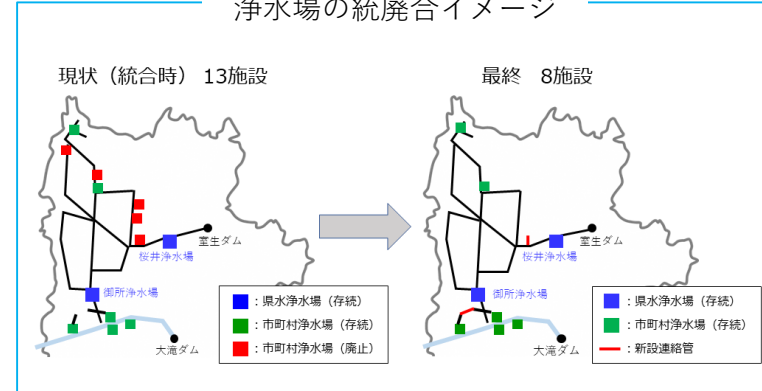
- 安全・安心な水道水の持続的供給のため、次の観点で施設整備を推進する。
  - 水需要の見通しに応じた機能を確保できるよう県域全体で施設を最適化・効率化
  - 施設の老朽化対策を計画的に推進
  - 災害・事故に対応したバックアップ機能を確保
- 広域化後の施設整備に対し、国の交付金に加え、県も国交付金と同額の財政支援を実施（令和7～16年度の10年間）することにより、施設の広域化と老朽管等の更新を積極的に推進。
- 水道料金の体系は、統合時に統一することを基本とするが、料金面で統合効果のみられない団体に対し一定期間別料金の設定等を検討している。

奈良県水道局県域水道一体化準備室

## 公営企業情報

- 行政区域内人口 924,987人（令和4年3月31日現在）
- 行政区域内面積 1,327km<sup>2</sup>（令和4年3月31日現在）
- 給水人口 918,358人（令和3年度決算）

### 浄水場の統廃合イメージ



## 取組のスケジュール

- 令和3年1月 覚書締結
- 令和3年8月 任意協議会設立
- 令和5年2月 基本計画策定・基本協定締結
- 【今後の予定】
- 令和5年4月 法定協議会設立
- 令和6年度中 一部事務組合（企業団）設立
- 令和7年4月～ 事業開始

## 今後の展望

- 基本協定及び基本計画に基づき、関係団体間で一体化に向けた諸課題について引き続き検討協議。
- 令和5～6年度に、企業団設立・新事業認可・国交付金申請等の各種手続きや、新料金システム等の構築を実施。

### 取組の概要

水巻町への分水を解消するため、水巻町との水道事業統合を行った。

◆**総事業費** システム改修や施設整備など 約10億円

#### ◆背景

- 北九州市は、昭和44年から水巻町へ分水を開始し、水巻町の年間給水量の約9割に相当する量を供給していた。
- 平成14年、厚生労働省課長通知「水道法の施行について」において分水の解消が求められた。
- このような状況の中、平成23年に高い水道料金（本市の1.8倍）に苦慮していた水巻町から事業統合の要望が出され、分水解消に向けた事業統合の検討を進めていくことになった。

#### ◆具体的内容

- 水巻町との水道事業統合を行い、その後水巻町の水道料金を本市の料金体系に統一した。
- 事業統合前に料金等の各種システムの統合を行い、事業統合後に施設水準の格差解消を行った。

#### ◆効果

- 本市の分水が解消され、また、水巻町の下水道料金徴収を受託することで収益が増加した。
- 水巻町は、組織廃止に伴う行財政改革が図られ、また、水道料金の値下げが可能となった（▲約45%）。

### 取組のポイント

- 水巻町は、水道水の全量を他からの分水で賄っており、自前の浄水場を持たなかった。
- 施設水準の格差解消に要する財源については、国庫補助金や水巻町水道事業の剰余資金だけでは不足するため、事業統合後も一定期間水巻町の料金を据え置くことで、本市との料金格差をもって充てることとした。
- 統合直後の一時的なサービス低下を回避するため、現状を熟知している水巻町担当職員を本市に配置する依頼を行った（2年間）。

### 公営企業情報

- 行政区域内人口 972,433人（令和4年3月31日時点）
- 行政区域内面積 494.74km<sup>2</sup>（令和4年3月31日時点）
- 給水人口 968,095人（令和3年度決算）

#### 事業統合までのイメージ



### 取組のスケジュール

- 平成23年8月に水巻町から「水道事業統合の要望書」が提出され、検討を開始。
- 平成24年2月に「水道事業の統合に係る基本協定」を締結し、統合に向けた調整を開始。
- 平成24年10月に事業統合による水巻町への給水開始。

### 今後の展望

- 課題解決のために据え置いた水巻町の水道料金は、平成25年10月に北九州市の料金体系に統一した。
- 今後も、将来にわたって健全な水道事業運営を維持していきたい。

## 2. 下水道の広域化・共同化

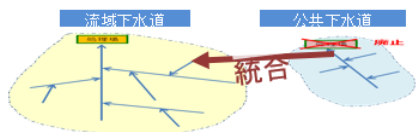


# 下水道事業における広域化等の類型等

以下の4類型が主な類型として、下水道事業の広域化等が進んでいる。

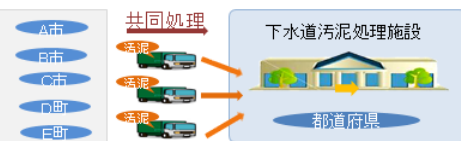
## 1. 汚水処理施設の統廃合

流域下水道への接続、公共下水道と集落排水施設の接続及び処理区の統廃合などを行う。



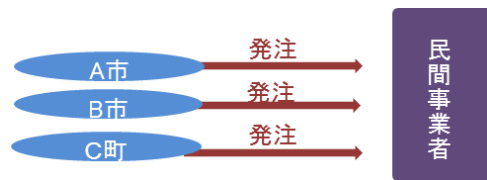
## 2. 汚泥処理の共同化

複数の団体の汚泥を集約して処理を行う。



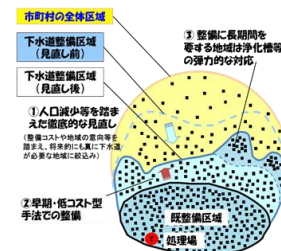
## 3. 維持管理・事務の共同化

集中監視・管理、運転管理の共同委託、使用料徴収・機材購入・水質検査等の共同処理などを行う。



## 4. 最適化

公共下水道、集落排水、浄化槽等の各種汚水処理施設の中から、最適な施設を選択して整備する。



### 秋田県の例

### 山形県新庄市の例

### 佐賀県の例

期間	令和2年度から実施	平成16年度から実施	平成28年度実施
概要	○県がリーダーシップをとり、県と県内市町村からなる連絡協議会を通じて、市町村と課題等を共有・連携することによって、「汚水処理施設の統廃合」と「汚泥処理の共同化」を実施	○新庄市の処理場を中核とし、新庄市と周辺6町村の処理場を集中管理	○浄化槽の整備促進を含め、地域に適した整備手法の選定等を実施
背景	○人口減少下における下水道事業運営の効率化を図るため、広域化・共同化に取り組む	○先行して建設された新庄市の処理場を中核とした圏域一体での整備について、周辺市町村からの要望をきっかけに検討	○都道府県構想の見直しを通じて検討
取組内容	○流域下水道に接続し、単独公共下水道の処理場を廃止 ○県及び関係市町村等の施設から発生する汚泥を流域下水道の処理場に新設する施設で共同・集約処理し、資源化を実施	○新庄市の処理場を中核施設として、管内の処理場をICTを活用して遠方から集中管理・監視(処理場の無人化や監視設備等の一体整備等) ○定期巡回による保守点検や水質試験を一括実施	○未整備地区においては、個別処理の割合を高めるとともに、浄化槽区域の普及率について指標設定 ○既整備地区においては、水洗化率を指標として定め、経営安定化を図る
効果	○維持管理費・改築更新投資を削減(50年間の試算) ・維持管理費 約70億円減 ・改築更新投資 約50億円減	○維持管理費・改築更新投資を削減(20年間の試算) ・維持管理費 6億円減 ・改築更新投資(既存施設を更新しない) 約34億円減	○浄化槽(個別処理方式)に転換(個別処理人口割合18.5%→22.3%) ○処理区の統廃合数が増加(処理区19箇所減)

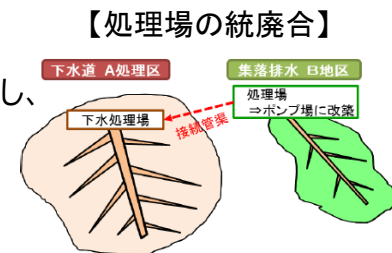
# 下水道事業における広域化・共同化の推進について

## <広域化・共同化の推進の背景・効果>

- 人口減少等に伴うサービス需要の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等、下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増しつつある中で、下水道事業の持続的な経営の確保が求められているところ。
- **管渠を接続し、汚水処理場を統合する方策が最も効率的**であり、市町村間の統合も積極的に推進する必要があるが、調整に難航するケースが多いことから、都道府県の調整が重要。
- 一方、地理的要因等により**汚水処理場の統廃合が困難な地域においても、維持管理・事務の共同化により、維持管理費用の削減等の効果**。

## <「広域化・共同化計画」の策定> (国交省、農水省、環境省と連携)

- 平成30年1月に、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」を发出し、各都道府県に対し、令和4年度までに「広域化・共同化計画」を策定することを要請し、**全ての都道府県で策定済み**。



## <地方財政措置（現行）>

- 複数市町村の事業及び市町村内で実施する複数事業の施設の統合や同一下水道事業内の処理区統合に必要な管渠等の広域化・共同化に要する施設等整備費について、**通常分から繰出基準を1割引上げ、元利償還金の28～56%を普通交付税措置**
- 流域下水道への統合のための接続管渠等の整備について、**更に繰出基準を1割引上げ、元利償還金の35～63%を普通交付税措置**
- 都道府県が実施する**広域化・共同化を推進するための調査検討に要する経費について、普通交付税措置（令和5年度～令和7年度）**。

## <処理区域内人口密度25以上50未満(人/ha)の例>

通常分 【建設改良費等】	一般会計負担（6割）	
	広域化・共同化に要する経費について <b>繰出基準(一般会計負担)を1割引上げ</b>	→
(R元年度～) 広域化分	一般会計負担（7割）	
	流域下水道への統合の場合に <b>繰出基準(一般会計負担)を1割引上げ</b>	→
(R4年度～) 流域下水道への 統合分	一般会計負担（8割）	
うち70%を普通交付税措置		

## <地方財政措置＝繰出基準×交付税措置率>

処理区域内人口密度 (人/ha)	通常分※1 【建設改良費等】	(R元年度～) 広域化分※2、3	(R4年度～) 流域下水道への 統合分
100以上	16%	28%	35%
75以上100未満	23%	35%	42%
50以上75未満	30%	42%	49%
25以上50未満	37%	49%	56%
25未満	44%	56%	63%

※1 通常分は事業費補正分に加え、5%の単位費用分を措置

※2 令和4年度から同一下水道事業内の処理区統合を対象に追加

※3 令和5年度から複数の地方公共団体で事務を共同で処理する際に必要なシステム整備費を対象に追加

# 下水道広域化・共同化計画の現状

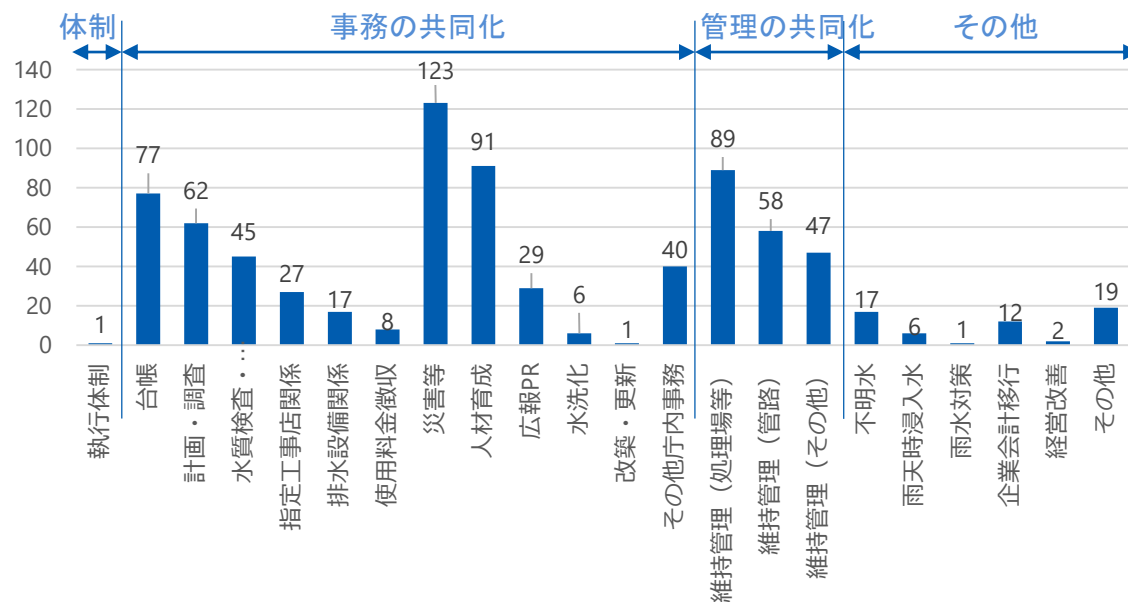
- ハード対策として全体で約2,000カ所の汚水処理施設の廃止（現有施設の約27%）が位置付けられ、ソフト対策としても事務の共同化や管理の共同化等、様々な取組が予定されている。
- ハード対策では全体の約61%、ソフト対策では全体の約76%について実施時期も明記されている。
- 都道府県のリーダーシップの下で計画に基づく広域化・共同化の取組を着実に進めるとともに、更なる広域化の取組を検討いただきたい。

<都道府県構想策定マニュアル検討委員会第8回広域化・共同化検討分科会資料より>

<ハード対策>

施設の分類	廃止予定施設数 (現有施設に占める割合)	現有施設数 (R3末)
下水道処理施設	250 (11.7%)	2,132
集落排水施設 (農集+漁集)	1,662 (31.9%)	5,208
その他施設 (コンプラなど)	122 (53.0%)	230
合計	2,034 (26.9%)	7,570

<ソフト対策>





# 【秋田県】

## 生活排水処理事業に関する事業・事務補完体制の構築

広域化等

下水道事業

秋田県建設部下水道マネジメント推進課

### 取組の概要

自治体の技術職員の減少が続く中、今後本格化する施設更新への対応や、人口減少下における難しい経営局面に対応するため、新たな第三者組織の設立を行った。

◆総事業費 設立経費 出資金 1億円（秋田県、県内全市町村、民間事業者が出資）  
受託額 約1.8億円（令和6年度）

#### ◆背景

- 秋田県の市町村の下水道関係技術職員は、10年間で約3割減少している。
- 標準耐用年数50年を超過している下水道管渠は全体の3%程度（R5年度末）であるが、昭和末期から平成初め頃に造成した施設が今後一気に更新時期を迎える。
- 人口減少が進み有収水量が減少する中、施設の維持管理、更新の原資となる使用料収入を確保していくためには、高度な経営能力が求められる。
- 県内全自治体が連携し、将来を見据えた新たな体制を構築することとした。

#### ◆具体的内容

- 官のノウハウ（政策立案、業務監理等）と民のノウハウ（高度な専門知識等）を生かして広範な支援を担える組織を構築するため、官民出資会社を設立した。
- 民間事業者については、公募により決定した。
- 官民出資会社へ県・市町村・民間企業がそれぞれ人材を派遣した。
- 官民出資会社において、県・秋田市、男鹿市、北秋田市、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村、美郷町（県内25市町村のうち9市町村）から業務を受託。

#### ◆効果

- 地域事情や財政状況等を踏まえた実効性の高い計画の立案が可能となる。
- 小規模自治体などの支援を通じて、県全域での行政サービス水準の維持を図る。

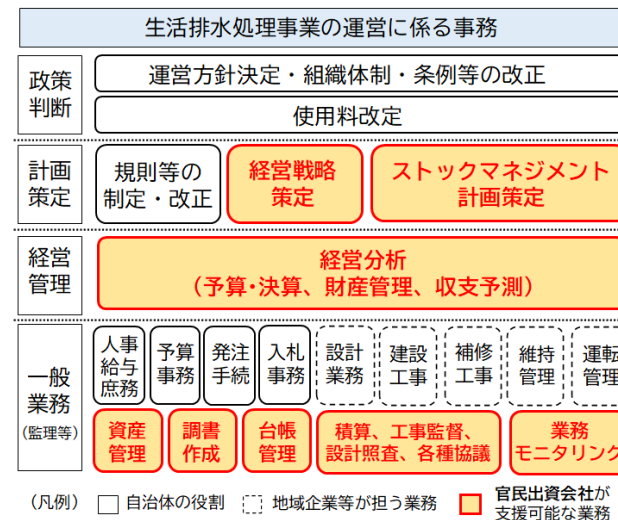
### 取組のポイント

- 単独の自治体では解決が難しい課題（体制の確保）に対し、県内の全自治体が連携して対応した。
- 人・モノ・カネの課題を捉え、官民出資会社のコア業務は次の3点とした。
  - ①計画策定支援（持続的な経営に資する、経営戦略、ストックマネジメント計画等）
  - ②事業運営支援（技術職員不足を補う、積算支援・工事監督補助、技術相談等）
  - ③技術継承支援（若手や公営企業未経験者等を対象とした研修企画等）

### 公営企業情報

- 行政区域内人口 92.6万人（令和5年1月1日時点）
- 行政区域内面積 11,637km<sup>2</sup>（令和5年1月1日時点）
- 流域下水道処理区域内人口 50.2万人（令和4年度末）

#### 官民出資会社の業務領域



### 取組のスケジュール

- 令和5年3月 県・市町村が連携協約を締結
- 令和5年11月 官民出資会社を設立
- 令和6年4月 本格的に運営を開始（体制増強）

### 今後の展望

- 当面は、経営戦略の見直しやストックマネジメント計画の策定など計画策定を重点的に支援。
- 施設の更新需要増大期には、事業運営支援を強化。
- 他インフラ分野への支援拡大も検討。

取組の概要

各県にある下水道公社は、県の処理施設に係る業務の受託を主な目的とするものが大半だが、長野県では、市町村が実施する維持管理業務を下水道公社が受託し一括管理を行っている。

◆総事業費 維持管理受託事業の受託額 1,614,251千円（令和5年度）

◆背景

- 下水道事業に携わる中小市町村の専門技術者の不足、施設の維持管理経費の増大などが課題となっていた。

◆具体的内容

- 県のみならず市町村等への技術支援及び広域的な維持管理の実施を目的として、平成3年2月に下水道公社を設立した。
- 公社において、県内市町村等の下水道終末処理場（55市町村・組合の102場）のうち、31市町村・組合の44場（他に農集排15場）の維持管理業務（処理施設の運転管理や修繕、薬品の購入等）などを受託した。
- その中でも、異なる事業（公共下水道と農集排）の一元管理や複数市町村の処理場を広域管理する事例もある。

◆効果

- 市町村の事務負担軽減
- 職員数の削減やスケールメリット等によるコスト削減（維持管理経費は、公社委託の方が委託しない場合に比べ11%削減（出典：日本下水道協会発行「H22下水道統計」））
- 管理の質が向上（公社のノウハウを活かした効率的・効果的な維持管理、複数年契約による計画的な業務実施など）。

取組のポイント

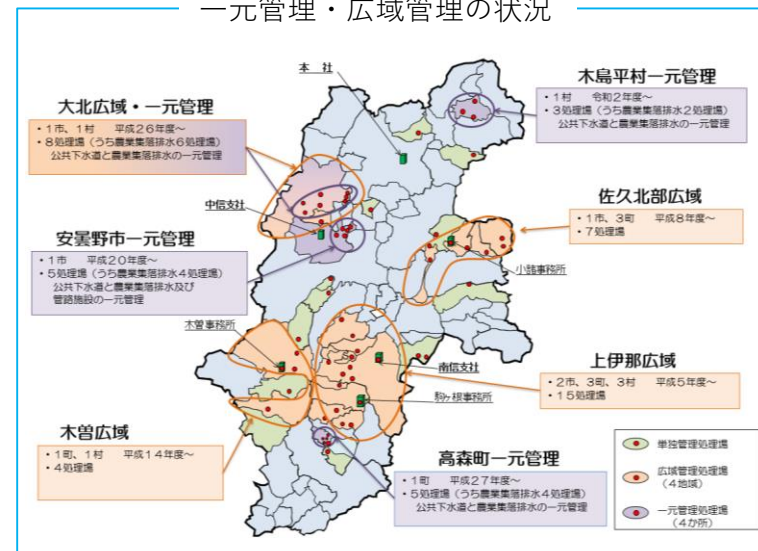
- 各市町村と公社が個別に協定を締結するため、広域化がスムーズに推進された。
- 公社が技術者を継続して確保するため、維持管理情報の集約と技術継承が体制化した。
- 公社による緊急用資機材の備蓄、広域発注による民間事業者の体制の拡充等によって、危機管理体制が充実された。

長野県環境部水道・生活排水課

公社情報

- （公財）長野県下水道公社 令和5年度受託概要
- ・維持管理業務 31市町村・組合（受託費16億円）
- ・建設工事施工監理 14 〃（受託費 0.46億円）

一元管理・広域管理の状況



取組のスケジュール

- 平成3年2月 下水道公社設立
- 平成7年7月 「長野県下水道広域管理構想」策定
- 平成14年度 51団体59場を受託（供用開始の増）
- 平成22年度 27団体43場へ減少（市町村合併等）
- 令和2年度 31団体59場を受託（農集排等の増）

今後の展望

- 令和5年度に市長会及び町村会からの依頼を受け、水道事業の支援の取組を追加。

愛知県建設局下水道課

## ● 取組の概要

流域下水道事業をより効率的に運営するため、汚泥を共同で処理する体制を構築した。全流域下水道が共同で、共同汚泥処理施設（共同1号炉）を建設する。

◆総事業費 10,780,000千円（設計・施工一括発注方式による共同1号炉の契約額）

## ◆背景

- 愛知県流域下水道で発生する汚泥は、浄化センターごとに焼却炉等を設置するなど、個別に処理していた。
- 焼却炉等は全11箇所の浄化センターのうち、5箇所まで7基が稼働している。焼却炉等が無い6箇所の浄化センターは、民間有効利用業者に委託し処分していた。
- 近年は、施設の老朽化に伴う改築更新費が増加しており、浄化センターごとに焼却炉等を建設していくための予算確保が困難である。
- 老朽化施設の増加、人口減少による料金収入の減少が見込まれるなか、施設の維持管理を適切に続けていく必要がある。

## ◆具体的内容

- 全流域下水道が共同で脱水汚泥の処理処分を行い、建設と維持管理に要する費用を十分に負担する体制を構築した。
- 焼却炉等は、新設炉を共同で設置するとともに既設炉も含め共同で運用することとした。

## ◆効果

- 施設を共同化することで、浄化センターごとに建設するより建設事業費が削減される（約109億円/30年）。
- 共同化による焼却炉等の大型化により、基数を減らすことができ、スケールメリットが働くため、電力や人件費などの維持管理費が削減される。

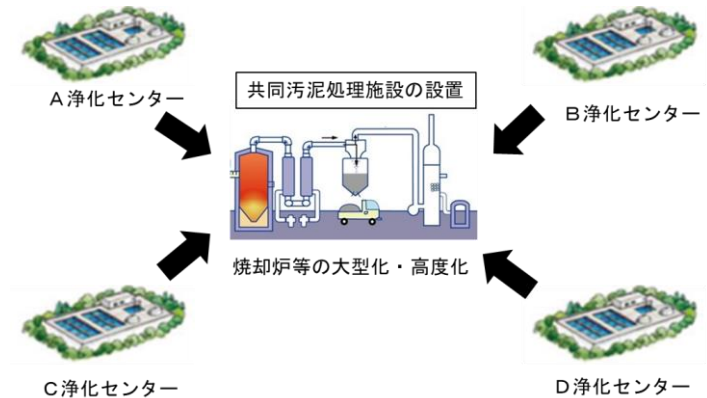
## ● 取組のポイント

- 汚泥運搬距離の最小化、施設の故障や災害時のリスクを考慮し、県内11流域下水道を3つの地域に区分し、地域ごとに分散して共同炉を配置する計画とした（尾張地域1基、西三河地域3基、東三河地域1基）。
- 共同汚泥処理体制の移行前は、焼却炉等を建設した流域下水道が建設費を負担していたため、既存焼却炉等も共同炉として取り扱うにあたり、既存焼却炉等の処理能力相当で費用負担を軽減する仕組みとした。

## ● 公営企業情報

- 行政区域内人口 3,675,296人（令和5年1月1日時点）
- 行政区域内面積 475km<sup>2</sup>（令和5年1月1日時点）
- 処理区域内人口 2,666,284人（令和4年度決算）

## 共同汚泥処理体制のイメージ



## ● 取組のスケジュール

- 令和元年度から「汚泥減量化施設の共同化検討分科会」を設置し、流域関連公共下水道市町と検討をすすめる。
- 令和3年9月に流域関連公共下水道市町から共同汚泥処理体制への合意を得る。
- 令和4年3月に下水道法事業計画に位置づける。
- 令和4年4月から共同汚泥処理体制に移行。
- 令和5年6月に設計・施工一括発注方式による共同1号炉の公募を開始し、令和6年2月に工事契約。

## ● 今後の展望

- 共同2号炉以降の建設も順次、すすめる。

# 【兵庫県赤穂市】

## 農業集落排水施設の統廃合

広域化等

下水道事業

兵庫県赤穂市上下水道部下水道課

### 取組の概要

今後の人口減少等に伴う有収水量の減少や経済的な汚水処理を図るため、農業集落排水処理施設2施設を1施設に統廃合、1施設を公共下水道事業へ接続を行った。

◆**総事業費** 調査設計委託料13,581千円、工事請負費146,467千円

#### ◆背景

- 兵庫県赤穂市の農業集落排水事業では、人口減少等に伴う有収水量の減少により収入が減少する中、維持管理費や今後の施設更新等に要する費用が多額になることが見込まれていた。
- これらの課題を解決するため、8地区ある処理施設の内、近隣にある2地区の処理施設を1施設に統廃合した。また、1施設を公共下水道へ接続することとした。

#### ◆具体的内容

- 有年檜原地区処理施設と東有年地区処理施設は近隣に位置していたため、有年檜原地区処理施設を廃止し、東有年地区処理施設に統合した。また、周世地区処理施設は隣接する公共下水道まで管渠を整備し、接続をおこなった。
- 廃止した各処理施設は、防災資材の備蓄倉庫などに有効活用することとした。

#### ◆効果

- 農業集落排水処理施設の統廃合により、8施設が6施設になったことで維持管理費が削減された（▲約2,906千円/年）。

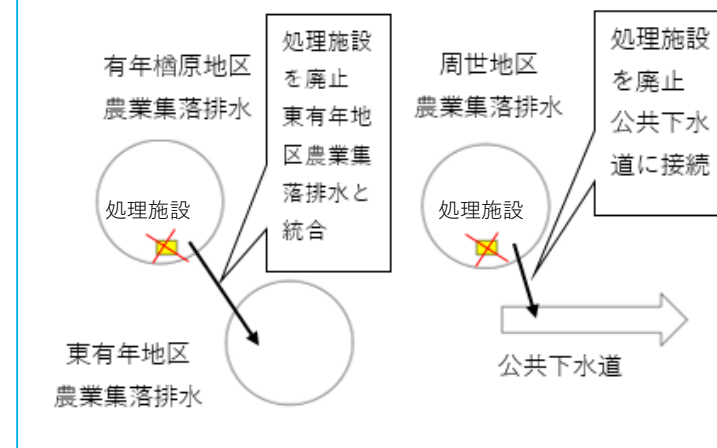
### 取組のポイント

- 農業集落排水処理施設が8施設から6施設になったことで、汚泥運搬費用等の維持管理費が削減された。
- 調査設計委託料・工事請負費に160,048千円と多額の費用を要したが、統廃合により削減された2施設の今後発生する改築や更新にかかる費用が不要となり、事業費の軽減を図ることができる見込み。
- 管路布設等にあたって、関係各所との協議が必要となったが、事前の情報共有などを徹底し、円滑に事業が進められるように取り組んだ。

### 公営企業情報

- 行政区域内人口 45,174人（令和5年3月31日時点）
  - 行政区域内面積 126.88km<sup>2</sup>（令和5年3月31日時点）
  - 処理区域内人口 517人（令和5年3月31日時点）
- ※処理区域内人口は、周世地区+檜原地区

#### 統廃合のイメージ



### 取組のスケジュール

- 平成29年度に調査設計委託を実施し、令和元年度より工事着工。
- 令和3年4月1日から運用開始。

### 今後の展望

- 残りの農業集落排水処理施設6施設については、河川や国道など、地理的な問題により統合や公共下水道への接続は困難であるが、引き続き施設の集約が可能か検討していく。



# 【和歌山県みなべ町】

## 農業集落排水施設の公共下水道への統廃合

広域化等

下水道事業

和歌山県みなべ町生活環境課

### 取組の概要

経費の削減と梅加工工場の事業所排水を公共下水道へ取り込むため、下水道施設の統廃合を行った。

◆**総事業費** 接続工事費435,440千円

#### ◆背景

- 平成16年に町村合併を行ったが、農業集落排水区域が8地区あり、少子化等による人口減少のため、継続した維持管理費等の確保が困難になることが予想された。
- この問題を解決するため、公共下水道区域を拡大し、下水道施設の統廃合を行った。

#### ◆具体的内容

- 農業集落排水 8処理区のうち、みなべ平野に位置する 5処理区を公共下水道区域とした。
- 農業集落排水3施設は自然流下方式のため、処理施設手前のポンプを公共下水道管路と接続。2施設については真空方式を採用しているため、処理施設で汚水を吸い込みタンクで貯留し、圧送ポンプで公共下水道管路へ接続した（平成30年3月31日接続事業完了）。

#### ◆効果

- 農業集落排水5施設を廃止することにより、維持管理費、光熱費、汚泥処理費等が削減された（▲約50,000千円/年）。
- 廃止した5地区には特産物である梅の工場が多く点在し、その事業所排水の取り込みが可能となった。これら事業所排水を取り込むことにより、1事業所当たり年間約130~140万円の下水道料金の収入が増加した。

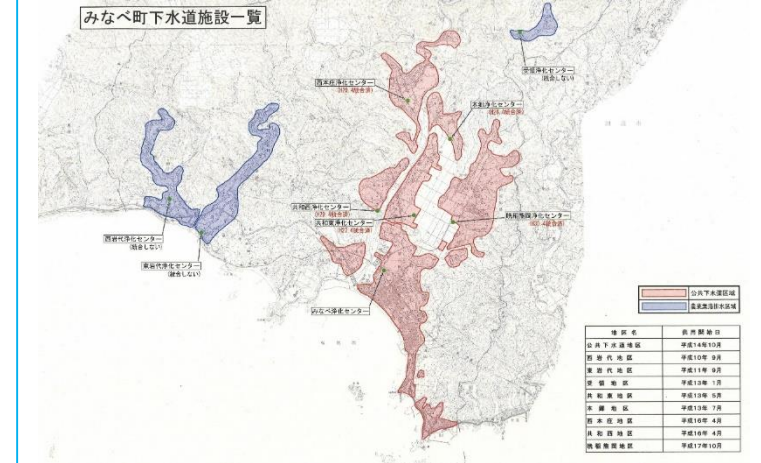
### 取組のポイント

- 継続して要する維持管理費や更新費用と統廃合後の維持管理費を経済比較し、統廃合を行った方が今後の経営に良いと判断したため実施することとなった。
- 公共用水域の水質保全に貢献できるようになり、事業所排水による苦情がなくなった。
- 廃止した農業集落排水施設については基礎の強さを活かし防災備蓄倉庫として活用。

### 公営企業情報

- 行政区域内人口 **11,988人**（令和5年1月1日時点）
- 行政区域内面積 **12,028km<sup>2</sup>**（令和5年1月1日時点）
- 処理区域内人口 **10,534人**（令和4年度決算）

### 下水道施設一覧



### 取組のスケジュール

- 平成18年4月に検討を開始し、平成23年4月に接続事業の工事着工。
- 平成30年4月から統廃合した5地区すべてについて運用を開始。

### 今後の展望

- 引き続き、事業所排水を取り込み、公共用水域の水質保全を図る。
- 接続率の向上に努め、効率的かつ経済的な汚水処理や維持管理に努める。

# 【鹿児島県奄美市】

## 農業集落排水と特定環境保全公共下水道の共同化について

広域化等

下水道事業

鹿児島県奄美市上下水道部下水道課

### 取組概要

汚水処理人口が減少している地域情勢において、ライフサイクルコストの最小化を図り持続可能な汚水処理機能を確認するため、汚水処理区の統合を実施した。

◆**総事業費** 建設費118,315千円（委託費含む）

#### ◆背景

- 農業集落排水用地区は供用開始から20年が経過し、老朽化した主要設備の修繕等による維持費の増加が見られ、施設更新の計画時期にあった。
- 市全体の人口減少に比例して、用地区及び特定環境保全公共下水道大笠利処理区の両処理区においても、人口減少による流入量の減少＝収入の減少に苦慮していた。
- これらを解決するため、用地区の処理場を廃止し、大笠利処理区への統合を図った。

#### ◆具体的内容

- 施設更新計画の見直しを行い、施設単独更新と統合の経済比較を行った。
- 用地区に新たにマンホールポンプと汚水管を設置、用地区の汚水を大笠利処理場へと流入させ、用地区処理場を廃止した。
- 用地区処理場で使用していた発電機はマンホールポンプの非常用発電機として、処理水槽は自然災害などが起きた際の一時的な汚水貯留地として、管理棟は備品倉庫及び書庫として有効活用することで、廃止処理場の撤去費用を軽減した。

#### ◆効果

- 用地区処理場の維持管理費は年間2,500千円程度であったが、今回の統合によりマンホールポンプの維持管理費として年間800千円程度に抑制でき、年間1,700千円程度の削減が見込まれる。また更新費用を比較した場合、今後40年の総費用で統合しなかった場合が294,372千円、統合した場合が239,490千円となり、統合したほうが54,882千円費用を軽減できる見込みとなっている。

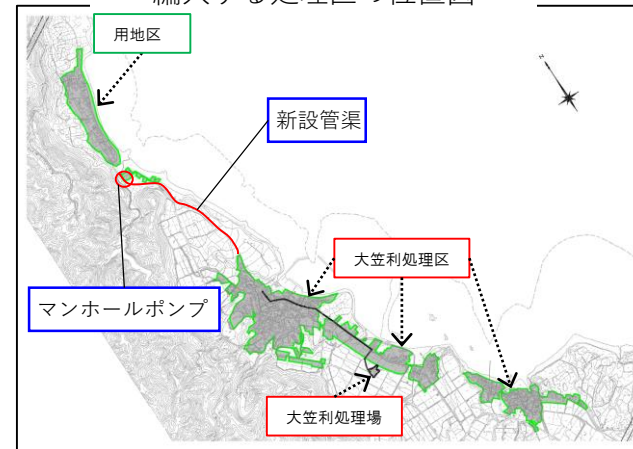
### 取組のポイント

- 処理区統合を市汚水処理総合計画及び県汚水処理構想に位置づけ、施設単独更新と統合の経済比較の実施や統合に係る事業導入（受入地区にて接続工事等を実施するため補助事業は国交省と、廃止地区の財産処分については農水省とそれぞれに調整）を検討した。廃止地区の更新計画作成のタイミングで検討を行うことで、検討に係る費用を軽減した。
- 接続先の大笠利処理区末端管渠まで約1.1kmの管渠整備やポンプの設置が必要であったが、管渠の新設等に係る費用を考慮してもなお、編入せず現状維持とした場合に比べて事業費を軽減できる見込みとなったため、実施を決定した。

### 公営企業情報

- 行政区域内人口 4.1万人（令和5年3月31日時点）
- 行政区域内面積 308km<sup>2</sup>（令和5年3月31日時点）
- 処理区域内人口 3.7万人（令和4年度決算）

編入する処理区の位置図



### 取組のスケジュール

- 平成28年度 統合計画検討開始
- 平成29年～31年度 経済比較・事業導入検討・計画書作成
- 令和2年～5年度 工事実施・統合完了・処理場廃止

### 今後の展望

- 他処理区においても、処理区統合、施設更新時のサイズダウン、維持管理計画の見直し及び施設の共有等の検討を行い、今後も持続可能な汚水処理機能の確保に努める。

(参考)

# 公営企業等の更なる経営改革の推進について

## 公営企業の現状及びこれからの課題

- 急激な人口減少等に伴い、サービス需要が大幅に減少するおそれ
  - 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
  - 職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
  - 特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となることが懸念
- さらに厳しい経営環境

## 更なる経営改革の推進

### 経営戦略の策定・改定

- 経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上
- 中長期の人口減少の推計等を踏まえた、ストックマネジメントの成果や将来需要予測を反映させながら、投資・財政計画を策定
- 各公営企業において、令和7年度までに改定を行う

投資試算

財源試算

(計画期間内に収支ギャップを解消する)

投資・財政計画(基本10年以上)の策定

広域化等・  
民間活用

人材確保、  
組織体制の整備

新技術、ICTの  
活用

相互に反映

### 抜本的な改革の検討

- 公営企業が行っている事業の意義、経営形態等を検証し、今後の方向性について検討

①事業そのものの必要性・  
公営で行う必要性

事業廃止

②事業としての持続可能性

民営化・民間譲渡

③経営形態  
(事業規模・範囲・担い手)

広域化等 (※)

民間活用

※広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化などを含む概念

## 公営企業の「見える化」

- 複式簿記による経理を行うことで、経営・資産の状況の「見える化」を推進
  - 将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や、適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能
  - 広域化等や民間活用といった抜本的な改革の取組にも寄与
- 経営指標の経年分析や他の地方公共団体との比較を通じて、経営の現状及び課題を分析

公営企業会計の適用拡大

経営比較分析表の作成・公表



# 公営企業の抜本的な改革の取組状況（令和5年度実績）

- 各公営企業において、その事業の特性に応じた抜本的な改革の取組が進められている。
- 令和5年度において、広域化等100件、事業廃止97件、包括的民間委託35件などの取組が実施されている。

事業廃止		民営化・民間譲渡		公営企業型地方 独立行政法人(※1)		広域化等(※2)		指定管理者制度		包括的民間委託		PPP/PFI	
97 件		9 件		0 件		100 件		11 件		35 件		12 件	
都道府県 ・政令市	市区町村	都道府県 ・政令市	市区町村	都道府県 ・政令市	市区町村	都道府県 ・政令市	市区町村	都道府県 ・政令市	市区町村	都道府県 ・政令市	市区町村	都道府県 ・政令市	市区町村
4 件	93 件	1 件	8 件	0 件	0 件	10 件	90 件	0 件	11 件	0 件	35 件	4 件	8 件
水道	1	水道	0	水道	0	水道	25	水道	0	水道	10	水道	3
工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	1	工業用水道	0	工業用水道	1	工業用水道	0
交通	1	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0
電気	1	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0
ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0
病院	5	病院	0	病院	0	病院	3	病院	3	病院	0	病院	0
下水道	25	下水道	0			下水道	66	下水道	0	下水道	22	下水道	7
簡易水道	8	簡易水道	0			簡易水道	3	簡易水道	0	簡易水道	0	簡易水道	0
港湾整備	2	港湾整備	1			港湾整備	0	港湾整備	0	港湾整備	0	港湾整備	0
市場	1	市場	0			市場	0	市場	0	市場	1	市場	0
と畜場	0	と畜場	0			と畜場	0	と畜場	0	と畜場	0	と畜場	0
宅地造成	21	宅地造成	0			宅地造成	1	宅地造成	0	宅地造成	0	宅地造成	0
有料道路	0	有料道路	0			有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0
駐車場	2	駐車場	0			駐車場	0	駐車場	2	駐車場	0	駐車場	2
観光	12	観光	5			観光	0	観光	3	観光	1	観光	0
介護サービス	18	介護サービス	3			介護サービス	0	介護サービス	3	介護サービス	0	介護サービス	0
その他	0	その他	0			その他	1	その他	0	その他	0	その他	0

**合計**  
**264件**

(令和4年度実績 270件) **24**

(※1) 公営企業型地方独立行政法人については、地方独立行政法人法により、その経営できる事業が定められている。  
 (※2) 広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化などを含む概念。  
 事業統合を行った場合は、統合される事業は事業廃止、統合する事業は広域化等として計上している。  
 (※3) 都道府県・政令市及び市区町村には、それぞれが加入する一部事務組合及び広域連合が含まれる。  
 (※4) 民営化・民間譲渡等、他の事業に統合せずに事業廃止となる場合は、1つの取組をそれぞれの類型に計上している。  
 (※5) ※4のほか、1つの事業で複数の取組を行った事例が存在する。事業数ベースでは合計255事業となる。

# 公営企業の経営のあり方に関する研究会 報告書(概要) (平成29年3月)

## 1. 「抜本的な改革」の必要性和検討プロセス

- 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大、大量退職等に伴う職員数の減少、制度改革に伴う影響など、公営企業を取り巻く経営環境は厳しさを増しつつある。特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした取組だけでは、将来的な住民サービスの確保が困難となる懸念。
- 各公営企業は、公営企業会計の適用、経営比較分析表の活用、中長期的な投資必要額と財源の具体的な推計等により、事業の現在の課題、将来の見通し・リスクを「見える化」して把握、分析、公表した上で、当該事業の必要性和担い手のあり方について、「抜本的な改革」の検討を行うことが必要。
- 「抜本的な改革」の検討において、各公営企業は、①事業そのものの必要性・公営で行う必要性、②事業としての持続可能性、③経営形態(事業規模・範囲・担い手)の3つの観点から整理を行い、事業廃止、民営化・民間譲渡、広域化等<sup>(※1)</sup>及び民間活用という4つの方向性を基本として、改革の検討が必要。

## 2. 水道・下水道事業

- 人口減少等に伴う料金収入の減少や更新需要の増大等を踏まえ、**広域化等及び更なる民間活用を検討**。

### 水道事業における広域化等の留意点

- ・ 地域の実情に応じて、事業統合、施設の共同設置、管理の一体化など適切な広域化等の形を選択することが望ましいが、最大の改革の効果が期待できる事業統合を視野に入れて広域化等を検討すべき。
- ・ 多様な形態の中から「できることから」広域化等を進めるアプローチも重要。
- ・ 都道府県は、特に、更新需要、給水原価等に関して、市町村間で比較・共有可能なシミュレーション分析が行われるよう、主導的な役割を果たすべき。

### 下水道事業における広域化等の留意点

- ・ 汚水処理施設の統廃合、汚泥処理の共同化、維持管理・事務の共同化、最適化の4類型を基本として広域化等を検討すべき。
- ・ 市町村内において施設の統廃合を進めるのみならず、市町村域を越えた広域化等(流域下水道との連携を含む)についても検討を行うことが重要。
- ・ 都道府県構想の見直し等を通じ、都道府県は主導的な役割を果たすべき。

### 水道・下水道事業における民間活用の留意点

- ・ 民間活用は、コストダウンだけでなく、民間の有する技術やノウハウを積極的に活用する点にも意義があることに留意すべき。
- ・ 指定管理者制度や、包括的民間委託、コンセッションを含むPPP/PFI方式等の活用を積極的に検討すべき。
- ・ 広域化等とあわせた民間活用について検討すべき。
- ・ 都道府県は、民間活用の推進に当たって積極的に関与する役割が期待。

## 3. 交通(バス)・電気・観光施設(休養宿泊施設)・駐車場整備事業

- 事業分野全体の中で民間事業者の構成割合が大きい4事業を深掘りし、**事業廃止及び民営化・民間譲渡を含む抜本的な改革を検討**。バス事業については、民営化・民間譲渡や事業廃止(及びコミュニティバス等の導入)を検討。
- 総務省は、4事業について民間事業者の視点も念頭において**経営指標を新たに設定した「経営比較分析表」を作成・公表すべき**<sup>(※2)</sup>。

### 経営指標案(抜粋)(各事業10~14の経営指標を設定)

◇共通事項	・経常収支比率	・有形固定資産減価償却率	など
◇バス事業	・営業収支比率 ・利用者1回当たり運行経費 ・走行キロ当たりの運送原価 ・乗車効率	など	◇電気事業 ・営業収支比率 ・設備利用率 ・修繕費比率 ・FIT収入割合
◇観光施設事業(休養宿泊施設)	・EBITDA(減価償却前営業利益) ・施設の資産価値 ・設備投資見込額(10年間) ・定員稼働率(1日当たり利用率) など	など	◇駐車場整備事業 ・EBITDA(減価償却前営業利益) ・敷地の地価 ・設備投資見込額(10年間) ・稼働率(1日当たり利用率) など

## 4. 2及び3以外の事業

- 工業用水道、交通(地下鉄、路面電車、船舶)、ガス、港湾整備、市場、と畜場、宅地造成の各事業は、事業ごとの特性に応じ、抜本的な改革を検討。

(※1) 広域化等とは、事業統合をはじめ、施設の共同化、管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適な汚水処理施設を選択し整備する最適化を含む概念である。

(※2) 平成28年2月より水道・下水道事業の「経営比較分析表」の作成・公表が開始され、順次、作成・公表対象事業が拡大される予定。



## 水道事業の現状と課題

1. 水道は住民生活に必要不可欠なライフライン
2. 経営環境が急速に悪化することが想定される
  - ・急速な人口減少に伴う有収水量(※)の大幅な減少と施設利用率の低下  
 ≪2065年の需要水量はピーク時より約4割減少
  - ・老朽化対策と災害対策に伴う更新需要の増大  
 ≪H28年度の管路更新率は0.75%にとどまり、管路経年化率は14.8%となり上昇傾向
3. 専門人材の確保等の組織体制の強化も課題

※料金徴収の対象となった水量及び他会計等から収入のあった水量

## 持続的な経営を確保するための基本的な考え方

- 中長期の経営見通しに基づく経営基盤の強化を推進

### ＜適切なアセットマネジメントに基づく更新＞

中長期の視点に立った需要と供給体制の見通しを踏まえた上で、適切なアセットマネジメントによるトータルコストの縮減や更新需要の平準化を図り、着実な更新を行うこと

### ＜料金収入の確保＞

人口減少に伴う料金収入の大幅な減少が懸念される中、更新需要の増大も踏まえ、計画的な料金水準の見直しを行うこと

### ＜広域化、民間活用、ICTの利活用等の推進＞

中長期の収支均衡、収支改善を図るため、広域化、民間活用、ICTの利活用等に取り組むこと

## 今後の具体的な取組方策

### 1. 「広域化推進プラン」による広域化の推進

- 市町村の区域を越える広域化は、幅広い効果を期待できるため、多様な取組を推進する必要(広域化の効果)
  - ・経営統合は、経営資源を一元的に管理し、経営基盤を強化する効果が最も期待できる
  - ・経営統合が実現しにくい地域においても、施設の共同設置や管理の一体化等の部分的な広域化により、コスト削減や専門人材の確保等の効果が期待できる
- 都道府県を中心とした計画的な取組が重要であることから、都道府県による「広域化推進プラン」の策定を進めるべきであり、国においても、策定を促していく必要

「広域化推進プラン」: 広域化の多様な類型に応じたシミュレーションを実施し、効果を比較した上で、広域化の基本的な考え方やスケジュール等について定めた計画

- 国においても、広域化に係る財政措置の拡充を検討すべき

### 2. 適切なアセットマネジメントに基づく着実な更新投資の促進

- 住民生活に必要不可欠なライフラインであり、大規模な資産を有する水道事業においては、中長期的な視点に立った適切な維持・更新が極めて重要
- 各団体において、アセットマネジメントの導入を進めるとともに、その水準を引き上げる必要があり、国においても、対策を講じる必要
- すべての地域で水道サービスが持続的かつ安定的に提供されるよう、経営条件が厳しく、更新投資が進んでいない団体においても、着実な更新投資を進める必要
- 国においても、このような経営条件の厳しい団体における更新投資に係る財政措置について検討すべき

### 【広域化の主な類型のイメージ】

